第1回 美幌町選挙管理委員会会議結果(要旨)

1 開催日時 令和5年2月10日金 午後4時59分~午後5時49分

2 開催場所 美幌町保健福祉総合センター しゃきっとプラザ会議室

3 出席委員 松本 光伸、早田 眞二、横山 直樹、石川 真里子

4 議事内容 次のとおり

議案番号	件名及び要旨	顛末
承認第1号 (非公開)	専決処分について(在外選挙人名簿からの抹消について) 今回の抹消者 男性1名 在外選挙人名簿登録者数 男性7名、女性9名、合計16人	承認
議案第1号	投票所の指定について(知事・道議) 第1(しゃきっとプラザ集団健診ホール)、第2(美幌小学校体育館) 第3(東陽小学校玄関ホール)、第4(北中学校玄関ホール) 第5(旭小学校体育館)、第6(上美幌保育所) 第7(報徳地区農作業準備休憩施設)、第8(福住公民館) 第9(田中地区農作業準備休憩施設)、第10(豊岡自治会館)	決定
議案第2号	投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて (知事・道議) 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の閉鎖時刻 の繰り上げを北海道選挙管理委員会に届出をする。 第6~第10 午後8時から午後6時に繰り上げ	決定
議案第3号	ポスター掲示場総数の減少について(知事) 北海道知事選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少について北 海道選挙管理委員会と協議をする。 政令基準掲示数84箇所、減少数25箇所、設置総数59箇所	決定
議案第4号	ポスター掲示場総数の減少について(道議) 北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少につい て北海道選挙管理委員会と協議をする。 政令基準掲示数 84 箇所、減少数 25 箇所、設置総数 59 箇所	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第5号	ポスター掲示場設置場所の指定について (知事)	
	北海道知事選挙用 59 箇所	
	(投票区内訳)	
	・第1 8箇所 ・第2 9箇所 ・第3 9箇所	決定
	・第4 9箇所 ・第5 9箇所 ・第6 5箇所	
	・第7 2箇所 ・第8 2箇所 ・第9 4箇所	
	・第 10 2 箇所	
	ポスター掲示場設置場所の指定について(道議)	
	北海道議会議員選挙用 59 箇所	
	(投票区内訳)	
議案第6号	・第1 8箇所 ・第2 9箇所 ・第3 9箇所	決定
	・第4 9箇所 ・第5 9箇所 ・第6 5箇所	
	・第7 2箇所 ・第8 2箇所 ・第9 4箇所	
	・第 10 2 箇所	
	期日前投票所の指定について(知事・道議)	
	場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室	
	期間 令和5年3月24日~令和5年4月8日	
議案第7号	(臨時の期日前投票所)	決定
	場所・美幌町字東町2丁目7番地の1 東町集会室	
	期間 令和5年4月6日	
	場所 美幌町字東1条南3丁目5番地の1 みなみまち集会室	
	期間の令和5年4月7日	
	期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げについて (知事・道議) 	
議案第8号	東町集会室 開会時刻を午前8時30分から午後2時に繰り下げ	
	開会時刻を午前の時30分から午後2時に繰り下り 開鎖時刻を午後8時から午後5時に繰り上げ	
	みなみまち集会室	決定
	開会時刻を午前8時30分から午後2時に繰り下げ	
	閉鎖時刻を午後8時から午後5時に繰り上げ	
	MANAGE EXC. 4W DIEST OF MICHAEL TO	
<u> </u>		<u> </u>

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第9号	不在者投票事務を取り扱う場所について (知事・道議) 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室	決定
議案第 10 号	開票の場所及び日時について(知事・道議) 場所 美幌町字新町1丁目37番地の1 美幌町コミュニティセンター大集会室 日時 令和5年4月9日 午後9時から	決定
議案第 11 号	開票管理者及び同職務代理者の選任について(知事・道議) 北海道知事及び北海道議会議員選挙における開票管理者及び同職務 代理者を次のとおり選任する。 開票管理者 松本光伸 同職務代理者 早田眞二	決定
議案第 12 号	美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の期日及びこれを告示する日を 定めることについて(町長・町議) 告 示 日 令和5年4月18日 選挙期日 令和5年4月23日	決定
議案第 13 号	選挙長及び同職務代理者の選任について(町長・町議) 美幌町長及び美幌町議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者 を次のとおり選任する。 開票管理者 松本光伸 同職務代理者 早田眞二	決定
議案第 14 号	投票所の指定について(町長・町議) 第1(しゃきっとプラザ集団健診ホール)、第2(美幌小学校体育館) 第3(東陽小学校玄関ホール)、第4(北中学校玄関ホール) 第5(旭小学校体育館)、第6(上美幌保育所) 第7(報徳地区農作業準備休憩施設)、第8(福住公民館) 第9(田中地区農作業準備休憩施設)、第10(豊岡自治会館)	決定
議案第 15 号	投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて(町長・町議) 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙における投票所の閉鎖時刻を 次のとおり繰り上げる。 第6~第10 午後8時から午後6時に繰り上げ	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 16 号	ポスター掲示場設置総数の減少について(町長・町議) 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙におけるポスター掲示場設置 総数を次のとおり減少する。 政令基準掲示数 84 箇所、減少数 25 箇所、設置総数 59 箇所	決定
議案第 17 号	ポスター掲示場設置場所の指定について(町長・町議) 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙用 59 箇所 (投票区内訳) ・第1 8 箇所 ・第2 9 箇所 ・第3 9 箇所 ・第4 9 箇所 ・第5 9 箇所 ・第6 5 箇所 ・第7 2 箇所 ・第8 2 箇所 ・第9 4 箇所 ・第10 2 箇所	決定
議案第 18 号	期日前投票所の指定について(町長・町議) 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室 期間 令和5年4月19日~令和5年4月22日 (臨時の期日前投票所) 場所 美幌町字東町2丁目7番地の1 東町集会室 期間 令和5年4月20日 場所 美幌町字東1条南3丁目5番地の1 みなみまち集会室 期間 令和5年4月21日	決定
議案第 19 号	期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げについて(町長・町議) 東町集会室 開会時刻を午前8時30分から午後2時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後8時から午後5時に繰り上げ みなみまち集会室 開会時刻を午前8時30分から午後2時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後8時から午後5時に繰り上げ	決定
議案第 20 号	不在者投票事務を取り扱う場所について(町長・町議) 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 21 号	開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて(町長・町議) 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の開票事務は、選挙会の事務に 併せて行う。	決定
議案第 22 号	選挙会の場所及び日時について(町長・町議) 場所 美幌町字新町1丁目37番地の1 美幌町コミュニティセンター大集会室 日時 令和5年4月23日 午後9時から	決定
議案第 23 号	投票及び開票の順序について(町長・町議) 投票の順序 美幌町長選挙をしてから美幌町議会議員選挙をする。 開票の順序 同時に行う。	決定
議案第 24 号	投票用紙の様式を定めることについて (町長・町議) 町長選挙一般投票用 紙質:BPコート110、紙色:白色、刷色:黒色 町長選挙点字投票用 紙質:上質紙、紙色:白色、刷色:黒色 町議選挙一般投票用 紙質:BPコート110、紙色:浅黄色、刷色:黒色 町議選挙点字投票用 紙質:上質紙、紙色:浅黄色、刷色:黒色	決定
議案第 25 号	選挙公報の規格について(町長・町議) 1 美幌町長選挙公報の規格 2人以下=四六判八ツ切片面印刷 3人=四六判四ツ切片面印刷 6人以下=四六判四ツ切両面印刷 ※1面の掲載区画を3区画とする。 2 美幌町議会議員選挙公報の規格 四六判四ツ切4ページとし、1面の掲載区画は原則として6区画とする。 19人以下は、四六判四ツ切2ページとし、1面の掲載区画は10区画以下とする。	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
	選挙長の職務を行う場所について (町長・町議)	決定
	美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙において選挙長の職務を行う	
	場所は次のとおりである。	
	職務を行う場所 美幌町字東2条北2丁目25番地	
議案第 26 号	美幌町役場1階第1会議室	
	※ただし、令和5年4月18日は、午前10時まで美幌町民会館中ホ	
	ールとし、令和5年4月23日は、午後0時から美幌町コミュニテ	
	ィセンター大集会室とする。	
	当選証書の付与の場所及び日時について(町長・町議)	決定
护 类安族 1 日	場所 美幌町字東2条北2丁目25番地	
協議案第1号	美幌町役場2階第2会議室	
	日時 令和5年4月24日 午前10時から	
報告第1号	立候補予定者に対する説明会の場所及び日時について(町長・町議)	
	場所 美幌町字東2条北4丁目9番地	承認
	美幌町民会館3階中ホール	/T/ HU
	日時 令和5年2月28日 午後3時から	

※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合

- (2) 美幌町情報公開条例第10条各号に定める非公開情報に該当した場合
- (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【美幌町選挙管理委員会規程第13条】